

2018年度化学物質環境実態調査結果 地域別データ

調査名: 詳細環境調査  
 調査媒体: 底質(ng/g-dry)  
 地方公共団体: 石川県  
 調査地点: 犀川河口(金沢市)

調査対象物質	測定値			報告時 検出下限値	検出下限値
	検体1	検体2	検体3		
[1] アルキルベンゼンスルホン酸 (アルキル基は直鎖状で炭素数が10から14までのもの。)及びその塩類 (別名: LAS (アルキル基の炭素数が10から14までのもの。)及びその塩類)	nd	nd	nd	※※75	※※120
[1-1] 直鎖デシルベンゼンスルホン酸及びその塩類	nd	nd	nd	4.8	8.9
[1-2] 直鎖ウンデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類	nd	nd	nd	24	38
[1-3] 直鎖ドデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類	nd	nd	nd	26	40
[1-4] 直鎖トリデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類	nd	nd	nd	19	32
[1-5] 直鎖テトラデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類	2.2	※1.7	nd	0.84	2.0
[2] 2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル (別名: エトフェンブロックス)	2.0	2.1	---	0.059	0.14
[6] 中鎖塩素化パラフィン類 (アルキル鎖の炭素数が14から17までで、かつ、塩素数が4から9までのもの。)	40	40	nd	※※16	※※27
[6-1] 塩素化テトラデカン類 (塩素数が4から9までのもの。)	19	17	nd	※※5.2	※※7.5
[6-1] 塩素化テトラデカン類 (塩素数が5から8までのもの。)	18	16	※4.6	※※3.9	※※5.7
[6-1-1] テトラクロロテトラデカン類	nd	nd	nd	0.62	1.1
[6-1-2] ペンタクロロテトラデカン類	3.9	3.5	2.0	1.2	1.8
[6-1-3] ヘキサクロロテトラデカン類	6.2	5.4	※1.8	1.4	2.0
[6-1-4] ヘプタクロロテトラデカン類	5.4	4.8	※0.84	0.69	0.99
[6-1-5] オクタクロロテトラデカン類	2.5	2.0	nd	0.65	0.93
[6-1-6] ノナクロロテトラデカン類	※0.94	※0.78	nd	0.64	1.2
[6-2] 塩素化ペンタデカン類 (塩素数が4から9までのもの。)	12	9.3	nd	※※3.3	※※4.7
[6-2-1] テトラクロロペンタデカン類	nd	nd	nd	0.50	0.90
[6-2-2] ペンタクロロペンタデカン類	1.8	1.7	※0.59	0.57	0.82
[6-2-3] ヘキサクロロペンタデカン類	3.5	2.6	※0.63	0.58	0.84
[6-2-4] ヘプタクロロペンタデカン類	3.8	2.8	nd	0.71	1.0
[6-2-5] オクタクロロペンタデカン類	2.0	1.6	nd	0.51	0.74
[6-2-6] ノナクロロペンタデカン類	※0.60	※0.53	nd	0.38	0.68
[6-3] 塩素化ヘキサデカン類 (塩素数が4から9までのもの。)	※6.7	※6.7	nd	※※4.6	※※7.8
[6-3-1] テトラクロロヘキサデカン類	1.4	1.5	※0.94	0.78	1.3
[6-3-2] ペンタクロロヘキサデカン類	※1.2	※1.7	nd	1.1	2.0
[6-3-3] ヘキサクロロヘキサデカン類	1.4	1.3	nd	0.69	0.99
[6-3-4] ヘプタクロロヘキサデカン類	1.4	※1.1	nd	0.74	1.3
[6-3-5] オクタクロロヘキサデカン類	※0.87	※0.77	nd	0.74	1.2
[6-3-6] ノナクロロヘキサデカン類	nd	nd	nd	0.56	1.0
[6-4] 塩素化ヘプタデカン類 (塩素数が4から9までのもの。)	※4.4	※4.2	nd	※※3.2	※※5.7
[6-4-1] テトラクロロヘプタデカン類	1.0	1.1	nd	0.55	0.99
[6-4-2] ペンタクロロヘプタデカン類	※0.78	1.0	nd	0.59	1.0
[6-4-3] ヘキサクロロヘプタデカン類	1.3	※0.98	nd	0.76	1.3
[6-4-4] ヘプタクロロヘプタデカン類	※0.60	※0.55	nd	0.54	0.97
[6-4-5] オクタクロロヘプタデカン類	※0.51	nd	nd	0.46	0.83
[6-4-6] ノナクロロヘプタデカン類	nd	nd	nd	0.29	0.51
[7] ヒドラジン	---	---	---	---	0.0096

(注1) 「nd」は不検出を意味する。

(注2) ※: 参考値(調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満)

(注3) ※※: アルキル基の炭素数別の検出下限値の合計値である。

(注4) アルキル鎖の炭素数が14から17までで、かつ、塩素数が4から9までのものの合計値を算出する際にはndを0として算出している。

(注5) 塩素数が4から9までのものの合計値を算出する際にはndを0として算出している。

(注6) 塩素数が5から8までのものの合計値を算出する際にはndを0として算出している。

(注7) ---: 欠測等